

仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）

令和3年度～令和5年度

中間案

令和2年12月 仙台市

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 趣旨.....	1
2 位置づけ	1
3 対象	2
4 計画期間	3
5 SDGs との関係.....	3
第2章 障害のある方を取り巻く現状.....	4
1 国の施策等の動向.....	4
2 本市の現状.....	5
第3章 到達目標.....	7
第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保の方策.....	15
1 見込量の推計の考え方	15
2 見込量確保の方策等	15
3 見込量	18
第5章 障害者施策を推進するための方策.....	26
1 新型コロナウイルス感染症への対応.....	26
2 今後取り組むべき事項	26
第6章 計画の推進.....	28
1 推進体制	28
2 各主体の役割	28
3 計画の普及・啓発.....	28
4 計画の達成状況の点検及び評価.....	28

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間は平成30～令和5年度）」、「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」（いずれも計画期間は平成30～令和2年度）の3計画を策定し、障害福祉施策の充実に努めてきました。

令和2年度には、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価を実施し、各施策の課題を整理するとともに、後期期間（令和3～5年度）に取り組むべき施策の方向性について検討を行いました。

障害者保健福祉計画に関する検討の結果を踏まえ、また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正：令和2年5月19日 厚生労働大臣告示）」に基づき、「仙台市障害福祉計画（第6期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第2期）」（いずれも計画期間は令和3～5年度）を策定します。

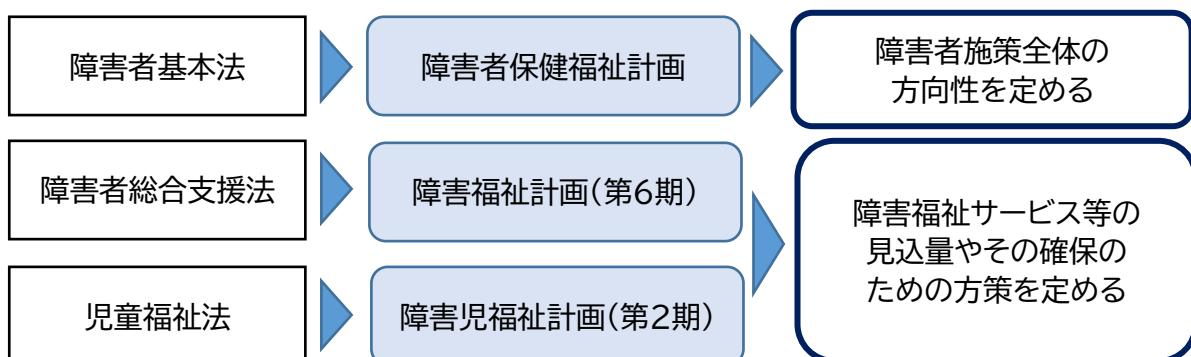
2 位置づけ

（1）法令根拠

障害福祉計画（第6期）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定めるものです。

また、障害児福祉計画（第2期）は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、障害児通所支援等の見込量やそれを確保するための方策等を定めるものです。

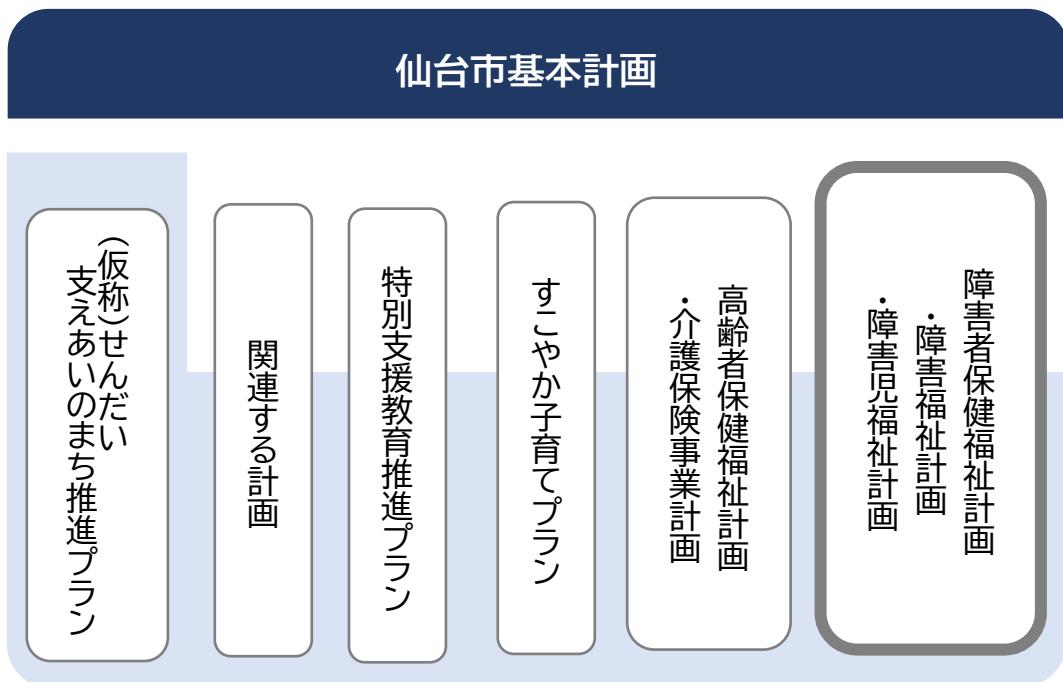
【図：各計画と法律の対応】



(2) 本市の他計画等との関係

「仙台市基本計画」を上位計画とし、計画の目指す都市の姿の実現に向けて、その他各種関連計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

【図：計画の位置づけ】



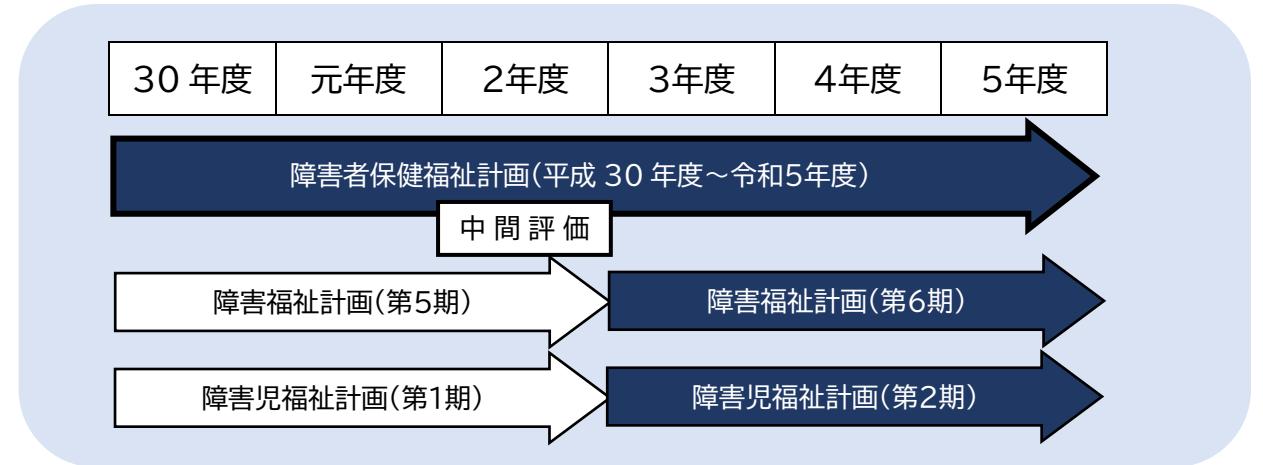
3 対象

「障害者基本法」に定義する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

また、本市がこれまで支援の対象としてきた、難病や高次脳機能障害等、多様な障害のある方や、福祉制度の谷間にある方及びその家族等についても引き続き対象とします。併せて、障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていく施策についても進めています。

4 計画期間

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



5 SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年（平成27年）に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年（令和12年）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）では、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めます。



第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 国の施策等の動向

(1) 障害理解・差別解消

障害者差別解消法¹施行から3年が経過し、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年2月より国の障害者政策委員会において見直しの検討が進められてきました。

令和2年6月の委員会意見の取りまとめでは、差別の定義や概念の明確化、事業者による合理的配慮の適切な提供の確保の必要性等見直しの考え方が示され、今後は国において具体的な措置について検討が進められ、障害理解が前進することが期待されています。

(2) 障害のある子供への支援

平成28年5月の児童福祉法改正により、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。

また、障害のある子供への支援に関する教育と福祉の連携について、平成30年3月に文部科学省と厚生労働省が取りまとめた報告書では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや保護者支援の取組を充実させることなどが掲げられています。

(3) 社会参加の充実

平成30年度には、国や地方公共団体における障害者法定雇用率の不適切計上が明らかとなり、これに起因して令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されました。改正法では、不適切計上の再発防止策のほか、精神障害のある方や重い障害のある方を含めた障害者雇用の計画的な推進などが盛り込まれました。

令和3年3月より、障害者法定雇用率は民間企業で2.3%、国及び地方公共団体では2.6%（都道府県等の教育委員会にあっては2.5%）に引き上げることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年6月に施行された読書バリアフリー法²により、視覚障害や発達障害、肢体不自由等によって読書が困難な方に対し、読書環境の整備を進めていくことが求められています。

(4) 環境の整備

障害福祉分野で働く人材の確保・定着は大きな課題となっており、令和元年10月に行われた障害福祉サービス等報酬改定では、消費税率改定に係る報酬改定と併せて、経験や技能のある職員に重点化を図りつつ事業所の実情を踏まえた配分を認め

¹ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

² 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

る加算が設定されるなど、障害福祉人材の処遇改善が行われました。

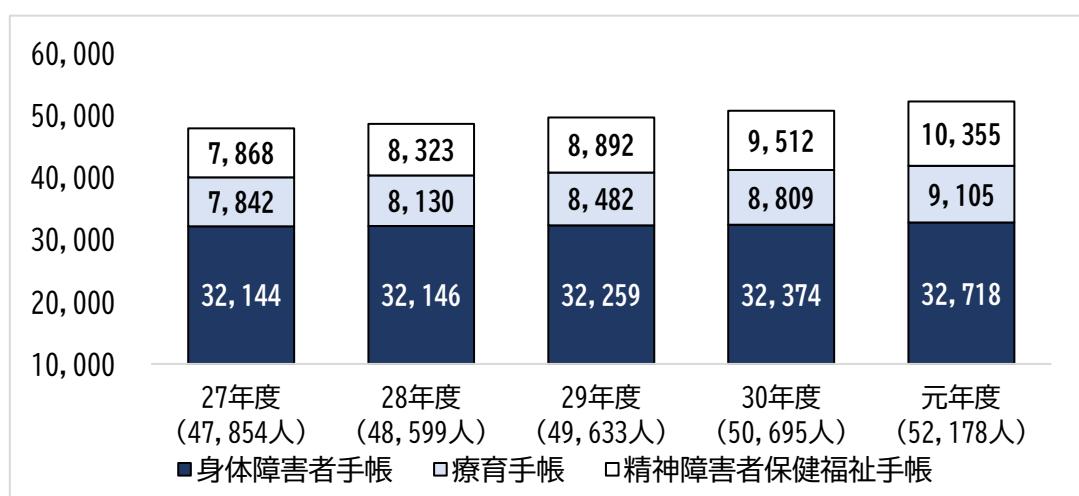
(5) 2020 東京パラリンピックの延期

令和2年8月に開催を予定していた東京パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、1年の延期が決定されています。令和3年度の開催に向けて、引き続きユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリーの推進が求められています。

2 本市の現状

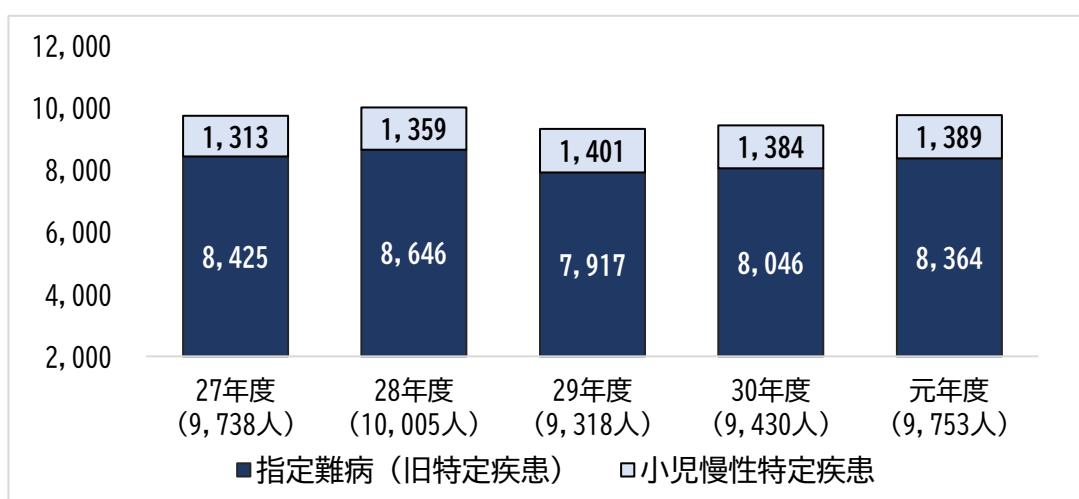
(1) 障害者手帳保持者数

令和元年度の本市の障害者手帳保持者数は52,178人であり、全体的な手帳保持者数、各手帳別の保持者数のいずれも増加傾向となっており、今後も同様の傾向が続くと考えられます。



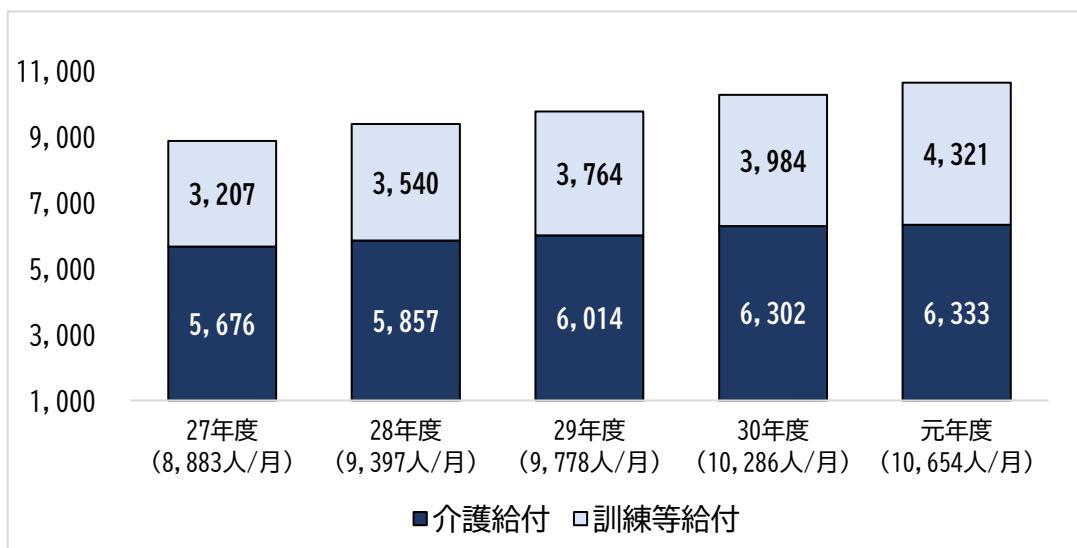
(2) 指定難病・小児慢性特定疾患患者数

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾患患者数は9,753人であり、その合計数は平成29年度に一旦減少した後は増加傾向となっています。



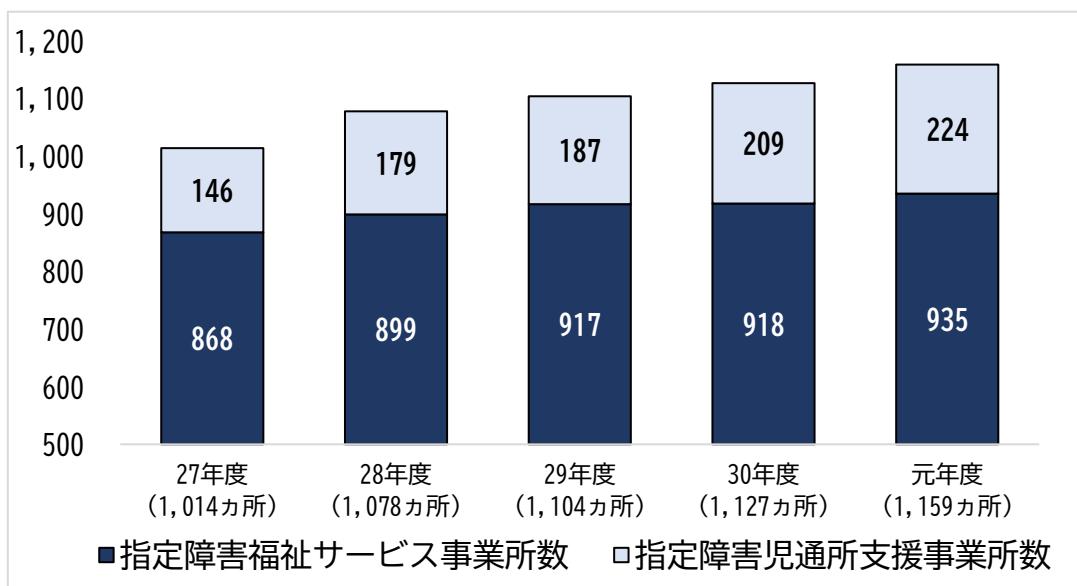
(3) 指定障害福祉サービス等利用者数

令和元年度の利用者数は 10,654 人/月であり、利用者数は増加傾向にあります。とりわけ訓練等給付の増加傾向が顕著となっています。



(4) 指定障害福祉サービス事業所数・指定障害児通所支援事業所数

令和元年度の市内の事業所数は 1,159 カ所と、4 年連続で増加しています。指定障害児通所支援事業所の増加傾向が顕著となっています。



※指定障害福祉サービス事業所数には相談支援事業所を、指定障害児通所支援事業所数には障害児相談支援事業所を含む。

第3章 到達目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

のことから、国の基本指針³で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）中の実績や本市の施策の動向を踏まえ、到達目標⁴を設定します。

○ 一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(1)施設入所者の地域生活への移行者数
(2)施設入所者数
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】
3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等
(1)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A型・B型の合計)
(2)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労移行支援)【新設】
(3)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 A型)【新設】
(4)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 B型)【新設】
(5)就労定着支援事業の利用者数【新設】
(6)就労定着支援における就労定着率【新設】
4 障害児支援の提供体制の整備等
(1)児童発達支援センターの支援の質の向上
(2)保育所等訪問支援の利用体制
(3)重症心身障害児に対する支援
(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】
5 相談支援体制の充実・強化等【新設】
6 障害福祉サービス等の質の向上【新設】
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
(2)実地指導等・集団指導

³ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

⁴ 国の基本指針においては成果目標と表現されていますが、国が設定した目標との違いを明確にするため、本市では到達目標と表現しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の全施設入所者数の 545 人のうち、前計画の目標人数（17 人・3 %）の地域生活への移行を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	3	5	1	5	6	6

- ▶ 国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行することとしておりますが、重い障害等のため地域生活への移行が困難な方がいる現状から、本市独自の目標として、引き続き前計画の目標人数を維持することとします。

(2) 施設入所者数

令和5年度末時点の施設入所者数について、令和2年度目標人数（537 人）を維持する。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	537	545	544	537	537	537

- ▶ 国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上を削減することとなっておりますが、現在でも各施設に入所待機者がおり、指針の達成が困難なため、本市独自の目標として令和2年度目標人数を維持することとします。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】

令和5年度末までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
設置				設置	設置	設置
検証・ 検討の 回数				1	1	1

▶ 国の基本指針の通り

※平成30年度から令和2年度は実績には計上していませんが、モデル事業として実施しています。

3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

(1) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計)

令和5年度末時点において、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績である280人の1.27倍以上（361人）とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	276	280	95	319	341	361

▶ 国の基本指針の通り

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援A型・B型の内数は3（2）～（4）となります。

(2) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である249人の1.30倍（324人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	226	249	86	287	306	324

- ▶ 国の基本指針の通り

(3) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援A型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である7人の概ね1.26倍（9人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	18	7	3	7	8	9

- ▶ 国の基本指針の通り

(4) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援B型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である22人の概ね1.23倍（28人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	27	22	5	25	27	28

- ▶ 国の基本指針の通り

(5) 就労定着支援事業の利用者数【新設】

令和5年度末時点において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数である324人のうち7割（227人）が就労定着支援事業を利用することを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	90	141	189	201	214	227

- ▶ 国の基本指針の通り

(6) 就労定着支援における就労定着率【新設】

令和5年度末時点において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
%		69.2	69.0	70	70	70

- ▶ 国の基本指針の通り

※就労定着支援事業は平成30年4月の障害者総合支援法改正により新たに創設された事業のため、令和元年度からの実績を記載しています。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの支援の質の向上

設置済みの児童発達支援センターについて、令和5年度末までに支援の質の向上を目指す。

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では令和元年度末時点ですでに設置済みであるため、支援の質の向上を目指します。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制

令和5年度末までに、アーチルや児童発達支援センターによる保育所等への支援機能の充実を目指す。

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、アーチルや児童発達支援センターによる幼稚園や保育所等への支援機能の充実を目指します。

(3) 重症心身障害児に対する支援

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内各区に少なくとも1カ所以上確保することを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
設置済 区数(事 業所数)	4区 (8カ所)	3区 (9カ所)	4区 (10カ所)	4区 (10カ所)	4区 (10カ所)	5区 (11カ所)

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】

令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター登録者数を、令和元年度末実績の6人から13人に増加させることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	0	6	11	11	12	13

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 協議の場及びコーディネーターはすでに設置済みであるため、それを上回る値を設定します。

5 相談支援体制の充実・強化等【新設】

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を強化するための体制を確保することを目指す。

- ▶ 国の基本指針の通り
- ▶ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の取組を通じて、関係機関との連携を強化し地域課題を共有することで、市・区自立支援協議会のさらなる活性化を図ります。
- ▶ また、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等の相談支援従事者が、より的確な支援を展開するためのサポートを行い、地域の相談支援体制の充実を図ります。

6 障害福祉サービス等の質の向上【新設】

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和5年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
人	37	36	0	36	36	36

- ▶ 国の基本指針の通り
- ▶ 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加・聴講者数を目標とします。

(2) 実地指導等・集団指導

令和5年度末までに、実地指導等・集団指導の実施回数の増加を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2年8月末	R3	R4	R5
回(実地指導等)	97	70	15	100	100	100
回(集団指導)	1	1	0	2	2	2

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査結果の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが極めて重要と考えることから、上記の目標を設定します。

第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保の方策

1 見込量の推計の考え方

到達目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者的人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出しています。また、これまでの実績の伸び率についても考慮しています。

2 見込量確保の方策等

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、重い障害のある方の増加や地域移行の進捗に伴い、利用者数や利用量の増加が見込まれます。事業者に対し、助成制度などの情報提供を積極的に行い、指定事業所の拡大に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護や就労支援などのニーズが増加することが見込まれます。利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重い障害のある方への提供体制の整備に努めます。

さらに居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業者の開設を促します。

(2) 相談支援

計画相談支援については、サービス等利用計画作成者数と相談支援専門員は年々増加傾向にありますが、事業者数は横ばい傾向にあります。サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していきます。

また、精神障害のある方を対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、平成26年の精神保健福祉法⁵の一部改正などにより一層の支援が求められております。本市では、長期入院者や精神科病院関係者、地域の支援者への普及啓発により体制整備を進めておりますが、精神科病院との連携強化の構築やピアソポーターの活用に計画的に取り組むことで、事業の促進を図ります。

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育てと教育、福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点に、本市の就学前療育支援体制に基づく相談支援や療育の提供を行います。

⁵ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

また、放課後等ディサービスについては、必要な見込量の確保が可能となるよう事業所の新規開設に向けた働きかけを行います。特に、重症心身障害児等の特別な支援が必要な児童の受入が可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受入体制の拡充を進めます。

（4）発達障害のある方等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内 11 カ所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

さらに、令和 3 年度より、児童発達支援センターに通所している児童の保護者を対象に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを本格実施し、その児童の個性に合った子育てを親子で実現するための支援を進めます。

（5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新設】

保健、医療、福祉の関係者による協議の場である精神保健福祉審議会において、平成 30 年度から令和 6 年度まで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。

審議会では、「地域における支援体制のあり方」と「精神障害者の地域移行の推進」を主題に、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

（6）相談支援体制の充実・強化のための取組【新設】

令和 2 年 7 月に開設した基幹相談支援センターでは、相談支援事業所等の相談支援従事者がより的確な支援を展開するためのサポートを行い、相談支援事業所等の支援力向上に努めます。

また、研修の企画実施や関係機関との連携促進により、人材育成や他機関との協力関係の構築を進め、地域の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

（7）障害福祉サービスの質を向上させるための取組【新設】

宮城県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導を充実させることで、支援の質の向上を目指します。

（8）地域生活支援事業

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送るために、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取組を進めていきます。

(9) 地域生活支援促進事業

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイルを作成すること等を通して、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図っていきます。

3 見込量

(1) 障害福祉サービス

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
			H30	R1	R3	R4	R5
①訪問系	居宅介護	時間/月	61,723	63,880	70,749	74,750	79,158
	重度訪問介護						
	同行援護						
	行動援護	利用者数/月	1,763	1,783	1,891	1,951	2,012
	重度障害者等包括支援						
②日中活動系	生活介護	人日分/月	35,028	36,454	38,800	39,400	39,800
		利用者数/月	1,836	1,856	1,940	1,970	1,990
	自立訓練(機能訓練)	人日分/月	378	451	370	370	370
		利用者数/月	39	45	36	36	36
	自立訓練(生活訓練)	人日分/月	3,629	3,517	3,586	3,586	3,586
		利用者数/月	195	186	191	191	191
	就労移行支援	人日分/月	6,357	6,673	6,780	7,050	7,320
		利用者数/月	430	438	452	470	488
	就労継続支援A型	人日分/月	6,972	7,591	8,322	8,854	9,386
		利用者数/月	349	384	438	466	494
③居住系	就労継続支援B型	人日分/月	33,286	36,751	41,888	44,320	46,752
		利用者数/月	2,061	2,266	2,618	2,770	2,922
	就労定着支援	利用者数/月	90	141	201	214	227
	療養介護	利用者数/月	126	127	127	127	127
	短期入所(福祉型、医療型)	人日分/月	1,911	1,857	2,230	2,277	2,325
		利用者数/月	341	356	532	537	542
	自立生活援助(※1)	利用者数/月		4	17	17	17
	共同生活援助	利用者数/月	888	1,012	1,160	1,210	1,262
	施設入所支援	利用者数/月	537	545	537	537	537
	地域生活支援拠点等【新設】 (※2)	設置カ所数			1	1	1
		検証・検討の実施回数/年			1	1	1

※ 1 自立生活援助は平成 30 年度新設事業。(本市では令和元年度より事業所が開設)

※ 2 地域生活支援拠点は前期の実績計上はないが、平成 30 年度から令和 2 年度はモデル事業として実施。

(2) 相談支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数/月	915	993	1,073	1,159	1,252
地域移行支援	利用者数/月	0.3	0.4	9.0	9.0	9.0
地域定着支援	利用者数/月	2.7	3.7	9.0	9.0	9.0

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
児童発達支援	人日分/月	4,615	5,266	5,806	6,096	6,401
	利用者数/月	554	642	735	786	842
放課後等デイサービス	人日分/月	19,700	20,442	24,640	26,960	29,500
	利用者数/月	1,673	1,715	2,053	2,247	2,458
保育所等訪問支援【新設】	人日分/月	0	0	10	10	10
	利用者数/月	0	0	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援(※)	人日分/月			50	50	50
	利用者数/月			10	10	10
福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	利用者数/月	40	49	58	58	58
障害児相談支援	利用者数/月	158	169	180	192	205
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネーター ーの配置人数	人/年	4	6	11	12	13
障害児等保育事業	人/年	537	591	629	643	650
放課後児童健全育成事業	人/年	387	338	373	377	373

※居宅訪問型児童発達支援は令和3年度から実施予定。

(4) 発達障害のある方等に対する支援

サービスの種類	単位(年間)	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
発達障害者支援地域協議会の開催	回	4	4	4	4	4
発達障害者支援センターによる相談支援	件	8,848	8,865	8,900	8,900	8,900
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件	2,813	2,633	2,717	2,800	2,900
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件	10	8	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新設】(※)	人			150	200	290
ペアレントメンターの人数【新設】	人	27	27	29	31	33
ピアサポートの活動への参加人數【新設】	人	443	497	530	530	530

※ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムは、令和元年度及び令和2年度は準備期間として支援者養成研修を実施。令和3年度以降より研修を修了した支援者が保護者を対象に実施予定。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	2	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(※)	人/年	15	15	延 36	18	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定の有無	無	有	有	有	有
	評価実施回数/年	0	1	2	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数/月	0.3	0.4	9.0	9.0	9.0
精神障害者の地域定着支援	利用者数/月	2.7	3.7	9.0	9.0	9.0
精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	312	347	396	413	431
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月		4	9	9	9

※現在の委員数は18名であり、令和3年度は2回開催のため、延べ参加者数を見込量に設定。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組（※）

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援	実施の有無			有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件			126	136	146
地域の相談支援事業者の人材育成支援	件			5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組	回			61	61	61

※基幹相談支援センターにおける取組。なお、基幹相談支援センターは令和2年7月に開設。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	37	36	36	36	36
実地指導等の実施	回	97	70	100	100	100
集団指導の実施	回	1	1	2	2	2

(8) 地域生活支援事業

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	実施カ所数 基幹相談支援センター 設置の有無	16 無	16 無	16 有	16 有	16 有
成年後見制度利用支援事業	制度利用申請 件数(障害)	15	20	15	15	15
意思疎通支援事業						
①手話通訳者派遣事業	派遣人数	1,161	1,112	1,190	1,190	1,190
②要約筆記者派遣事業	派遣人数	130	65	65	65	65
③手話通訳者設置事業	設置数	7	7	7	7	7
日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	給付件数	97	119	119	119	119
②自立生活支援用具	給付件数	167	172	172	172	172
③在宅療養等支援用具	給付件数	233	239	239	239	239
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	226	248	248	248	248
⑤排泄管理支援用具	給付件数	21,785	23,145	23,645	24,145	24,645
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数	30	28	28	28	28
合計	給付件数	22,538	23,951	24,451	24,951	25,451
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	36	35	40	40	40
移動支援事業	利用時間数	129,908	127,281	128,046	128,430	128,815
	利用者数	918	899	976	1,017	1,060
地域活動支援センター(基礎的事業)	実施カ所数	14	14	13	13	13
	利用者数	408	385	397	405	413
地域活動支援センター(機能強化事業)	実施カ所数	6	6	6	6	6
	利用者数	165	211	181	181	181

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
専門性の高い相談支援事業						
発達障害者支援センター運営事業	実施カ所数	2	2	2	2	2
	利用者数	4,391	4,355	4,330	4,410	4,500
障害児等療育支援事業	実施カ所数	5	5	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者	養成講習 修了者数	11	5	20	20	20
②要約筆記者	養成講習 修了者数	14	20	10	10	10
③盲ろう者通訳・介助員	養成講習 修了者数	8	14	8	8	8
④失語症者向け意思疎通支援者(※)	養成講習 修了者数			8	8	8
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
①広域派遣(手話通訳者・要約筆記者)	派遣人数	16	19	18	18	18
②盲ろう者通訳・介助員	派遣人数	558	493	528	528	528
	派遣利用時間	2,164	1,953	2,277	2,460	2,657
広域的な支援事業						
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	実施の有無	有	有	有	有	有
イ 地域移行・地域生活支援事業	ピアスタッフ人数	2	2	2	2	2
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数	4	4	4	4	4

※失語症者向け意思疎通支援者養成研修は、令和2年度開始事業。

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
日常生活支援						
①福祉ホームの運営	実施カ所数	2	2	3	3	3
	利用者数	27	29	47	49	49
②訪問入浴サービス	利用者数	119	112	114	115	117
③生活訓練等	利用者数	617	577	713	713	713
④日中一時支援	回数	1,973	2,056	9,612	9,612	9,612
	利用者数	26	17	599	599	599
⑤地域移行のための安心生活支援	地域生活支援拠点 設置の有無			有	有	有
⑥巡回支援専門員整備	実施児童館数	44	51	50	50	50
社会参加支援						
①レクリエーション活動等支援	参加者数	3,428	3,241	3,321	3,321	3,321
②芸術文化活動振興	参加者数	13,096	13,066	13,196	13,327	13,461
③点字・声の広報等発行	利用者数	651	622	550	517	486
④奉仕員養成研修						
ア 点訳奉仕員	養成研修 修了者数	10	11	10	10	10
イ 朗読奉仕員	養成研修 修了者数	8	8	10	10	10
⑤障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	新規相談件数	21	20	20	22	22
	研修開催回数	15	14	15	15	15

②任意事業

(9) 地域生活支援促進事業

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	累積受講者数	45	76	90	95	100
発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	3	3	4	4	4
	マネジャー支援延件数	983	1,034	1,097	1,115	1,132
	自閉症センター相談延件数	6,711	7,751	9,001	9,401	9,801
	セミナー等開催回数	1	0	2	2	2
	サポートファイル作成数	361	375	430	435	440
	自立支援事業利用者数	10	10	10	10	10
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
医療的ケア児等総合支援事業	研修開催回数	1	1	1	1	1
	コーディネーター配置人数	2	2	2	2	2
	医療型短期入所事業所数	4	4	4	4	4
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントトレーニング等受講者数			150	200	290
	ペアレントメンター数	27	27	29	31	33
	ピアサポート参加人数	443	497	530	530	530
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	実施の有無	有	有	有	有	有
障害者ICTサポート総合推進事業	相談支援者数		28	50	50	50
	ボランティア養成者数		2	4	4	4
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	利用者数		1	1	1	1

第5章 障害者施策を推進するための方策

本市では、「仙台市障害者保健福祉計画」において、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」を基本目標に掲げて障害者施策を推進しています。

障害のある方々に対し、生涯に渡り切れ目のない総合的な支援を行っていくために、「仙台市障害福祉計画（第6期）」と「仙台市障害児福祉計画（第2期）」、「仙台市障害者保健福祉計画」の3計画を一体的に推進する必要があります。

基本目標の実現に向けて、障害のある方を取り巻く状況等を踏まえ、障害者施策を推進するために、以下のことに取り組みます。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

当面の対応として以下の取組を進めますが、新型コロナウイルスに限らず今後新しい感染症等が発生・流行するなど、大きな影響を及ぼす事態が起きた場合は、その教訓を踏まえて、適宜適切な対応に努めます。

（1）情報保障の確保と各種イベント・研修の実施

障害のある方に新型コロナウイルス感染症に関する情報が広く行き届くよう、関係機関と連携し、障害の種類や程度に応じた適切な情報保障の確保に努めます。

また、各種イベントや研修については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」を遵守しながら、着実な実施に努めます。

（2）在宅で生活する障害のある方への支援と訪問系サービス提供の継続

障害のある方の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、一時的に在宅での生活が困難となった場合の受入体制を確保するとともに、訪問系サービスの提供が途絶えることのないよう、事業所への支援を進めます。

（3）障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続

障害福祉サービスを行う事業所や施設における感染症拡大防止を図るため、衛生用品の配布など衛生管理体制の強化を図るとともに、事業所等の職員に対し感染防止に必要な知識・技術の情報発信等を行います。

また、事業所等において感染者が発生した場合にも、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう、備蓄する衛生・防護用品の速やかな配付や事業所等の消毒等の支援を行うとともに、県が構築を進める法人の枠を超えた応援職員派遣体制の確保に協力していきます。

2 今後取り組むべき事項

（1）障害理解・差別解消の促進

一層の障害理解の促進のため、障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者等に対する啓発を強化するとともに、多様な広報方法を活用し効果的な周知啓発を進めます。また、障害者差別解消法の見直しに関する国の動向を注視しながら、差別

相談への対応を着実に進めます。

(2) 障害児相談支援体制の充実・強化

未就学児の発達相談を拡充し、発達に不安のある児童に対する支援の充実に努めます。また、アーチルと市内11カ所の児童発達支援センターが連携して、区保健福祉センター、地域の子育て支援機関、学校等の関係機関と支援方針を共有しながら、連携体制を強化するとともに、関係機関等に対する研修等人材育成に関する取組をさらに進めるなど、身近な地域で相談支援が受けられるよう相談支援体制の強化・拡充を図ります。

(3) 地域生活支援拠点・基幹相談支援センター等重層的な支援体制の拡充

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターにおいて、緊急時の支援や中長期的な予防的視点でのコーディネート及び相談支援事業所等に対するサポートを実施することで、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(4) 重度の障害のある方に対する支援の充実

重症心身障害児者や医療的ケア児者・強度行動障害のある方等が、障害福祉サービスを円滑に利用しながら地域で生活を送ることができるよう、放課後等デイサービス事業所やグループホームへの受入促進等に向けた支援の充実を図ります。

(5) 就労と社会参加の充実

障害のある方が働く喜びや生きがいを感じることができるように、一般就労や福祉的就労への支援により、障害者就労支援体制の充実を図ります。

また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を通じて、障害のある方が成果を発表する機会をつくるとともに、障害のある方とない方の交流の場を創出するため、ボランティアの育成等による障害者スポーツのすそ野の拡大や文化芸術活動の振興に取り組んでいきます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

子育てや教育等の庁内関係部署や、市民や事業者等の福祉の担い手となる様々な主体と協働して、計画を推進していきます。

また、学識経験者や障害当事者、障害者団体や関係機関で構成される仙台市障害者施策推進協議会において、計画の進捗等に関する監視や調査等を実施していきます。

2 各主体の役割

(1) 行政（仙台市）

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組み作りを推進していきます。

(2) 障害者団体・事業所

団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業

障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取組が期待されます。

(4) 地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

(5) 市民

市民一人ひとりが障害や障害のある方への理解を深め、正しい知識と意識を持つて、障害のある方もない方もともに暮らす社会の実現に向けて努力していく必要があります。

3 計画の普及・啓発

本市ホームページへの掲載や市区庁舎での配布により、本市の障害者施策の考え方や内容について広く市民に周知していきます。また、点字版、テキスト版、平易版を作成し、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実していきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

到達目標及び見込量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。

当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施していきます。